

学生の皆さんへ

学生担当副学長  
太田 圭

### まん延防止等重点措置延長に伴う課外活動の自粛について(要請変更)

春休みに入った皆さん、自粛要請への対応及び感染拡大防止対策へのご協力に感謝いたします。

さて、茨城県から2月16日に発表された「まん延防止等重点措置の延長要請について」に伴い、本学では2月10日付で発出した課外活動に関する自粛要請の内容を、2月21日から以下のとおり変更します。

なお、本学においても集団での会食によるクラスターが発生しています。集団での会食、懇親会等は感染リスクが非常に高まることから行わないよう強く要請するとともに、引き続き、感染防止対策の徹底への協力をお願いします。

また、つくば市の感染者数が多いことから、感染しない、社会に感染を拡大させないためにどうしたら良いのかをしっかりと考え、行動することを期待します。

\* 本学での感染例：会食(個人宅、レストラン等)、カラオケ、部屋に集まったのゲーム など

#### 1. 自粛を要請する期間 : 2月21日(月)から3月6日(日)まで(14日間)

#### 2. 自粛を要請する活動 :

- (1) 県外での活動(※1)
- (2) まん延防止等重点措置の区域(又は緊急事態宣言の都道府県)の地域(茨城県を除く)からの学外者と接する活動(練習試合、指導者の招へい、合同練習等)
- (3) 合宿等の宿泊を伴う活動(※2)
- (4) 不特定の者が参加するイベントの開催
- (5) 不特定の者が参加するイベントへの参加

その他、茨城県から発出された「部活動の制限」及び「県民への要請」を遵守すること。

※1…学外団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等への参加(公式戦・各種大会等)は可とする。

- ① 「学生団体学外行事届」を提出すること。
- ② 大会等が開催される自治体の要請(県境を越える移動の制限等)に従うこと。
- ③ 宿泊を伴う大会等への参加の場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請による許可が必要。

※2…原則、合宿等の宿泊を伴う活動は自粛とするが、大会が近い(2~4月)などの理由により、真に必要性があると認められ、且つ以下の「特例措置の許可の条件」を満たす合宿等については、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例申請の書類に加え、別紙の「特例措置の必要理由書」を提出し、許可を得るものとする。

(特例措置の許可の条件)

- 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されていない地域での活動に限ること
- 参加者は、出発前の4日以内にPCR検査又は抗原定量検査を受検し、全員が陰性であること
- 合宿等の期間が1週間を超える場合、原則4日に1度PCR検査又は抗原定量検査を受けること
- 顧問教員等の責任教員が全行程随行すること
- 受け入れ施設等(宿泊施設含む)に了承を得ていること
- 当該団体の構成員のみの活動に限ること

※茨城県からの要請(R4. 2. 16付)

### ○部活動

- ・ 活動や県内大会は、可能な限り感染症対策を行い、実施  
 ※他校との練習試合、交流、合宿等は、自粛

### ○県民への要請

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（症状がある場合には、速やかに医療機関を受診）
- ・ 感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛  
（混雑した場所や、感染対策が徹底されていない飲食店など）

※他の要請については [【令和4年2月16日発表】まん延防止等重点措置の延長要請について／茨城県](#) を参照。

## 《引き続きお願いすること》

- 基本的な感染症対策（マスクは正しく着ける/石けん等でしっかり手洗い/3密を避け社会的距離を確保/換気はこまめに/少しでも症状がある場合はすぐに受診を）を徹底すること。
- 食事時のマスク無しでの会話による感染を防ぐため、活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないこと。
- PCR検査等により陰性を確認した上での活動を推奨します。
- 健康観察記録結果の顧問教員等の責任教員への報告及び活動履歴の管理を徹底すること。
- 学外で活動する際は「学生団体学外行事届」を提出すること。
- 教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従うこと。

[参考]

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)  
[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せに基づく特例許可申請」](#)  
[「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の本人の行動フロー（第3版）（R4.2.4）」](#)  
[「団体内に感染が疑われる者」「陽性者」が発生した場合の団体活動について（R4.2.10）」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当

Tel：029-853-2248、2247

E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp